

「令和5年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2023（R5）年1月6日
埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた施策と取り組みに敬意を表します。

公表されました「令和5年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全に関する取り組みをさらに前進させる立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

1. 「VI 重点的に監視指導を実施すべき項目」に関して

- (1) 食品表示制度は、ここ数年の法改正で内容が変化しています。適正な表示を徹底するうえでは、事業者、消費者双方の理解が前提となります。集中した一斉点検など監視指導を強めることとあわせて、食品表示制度に関する周知と理解促進の取り組みを進めてください。
- (2) コロナ禍は収束していませんが、行動制限が緩和されたことにより、飲食店の営業や客足も通常に戻りつつあり、外国人訪日客も増加しています。食中毒およびアレルギーによる事故防止を重点に、訪日客を含む消費者への啓発や注意喚起を強めてください。
- (3) 道の駅では、花や野菜だけでなく総菜・おにぎり・サンドイッチ・味噌・餅・和菓子など品ぞろえが豊富で重宝される中、食品表示基準の適合確認や監視指導の頻度が読み取れません。現状を踏まえた計画の策定と推進を求めます。
- (4) 埼玉県には外国人が営む食品事業者が多く存在しますが、温暖化による輸入食品のカビ発生などが心配される場所ですので、輸入食品の監視指導については、十分な対策を取ってください。

2. 「VII 自主的な衛生管理に関する事項」に関して

- (1) 自主的な衛生管理の重点として HACCP の取得と定着が掲げられていますが、制度の導入状況、証明書の発行状況など定着の実態が読み取れません。現状の問題と課題を明確にした計画の策定と推進を求めます。
また、とくに小規模事業者については、巡回指導にとどまらず、相談活動など丁寧な取り組みを行ってください。
- (2) 近年、市場数の減少や関連する事業者が減少する反面、通販や宅配で販売チャンネルが多様化していますので、こうした事業者においても、HACCP のみならず、トレーサビリティの徹底に向けて、周知と指導を行ってください。

3. 「VIII 県民参画・リスクコミュニケーションに係る事項」に関して

的確に判断・行動することができる消費者の育成に向けては、県内にある民間事業者の食品検査施設と連携し、積極的に活用することによって、消費者の学習やコミュニケーションの場が一層増えるよう努めてください。

4. 鳥インフルエンザの拡大防止に関して

今年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。行政からの注意喚起が遅滞なく行われ、事業者による適切な予防措置がはかれるよう、指導を強めてください。

5. 人材の確保と育成に関して

食品監視指導計画の実施および、業務を推進する職員の資質向上のうえでは、人員の確保と十分な実施体制が前提となりますが、埼玉県全体の中・長期的な体制強化のひとつとして、人口 30 万人を超える中核的な都市における保健所設置と、そのための埼玉県からの支援の検討を引き続き要望します。